

申入書

2023年2月7日

株式会社 Crea 御中
代表取締役 岡 大貴 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880

H P : <https://okayama-con.net/>

1 はじめに

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人のホームページをご参照ください）。

この度、貴社が運営するウェブサイトにおいて取り扱っている商品（Silky Clear ミルラ、以下「本件商品」といいます。）に際し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）に違反するのではないかと考えられる表示等が行われているため、以下のとおり申し入れをさせていただいた次第です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、貴社のご見解について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを予め申し添えます。

2 対象となる貴社の表示について

(1) 貴社運営のウェブサイトの表示について

貴社が運営されているウェブサイト¹（以下「本件ウェブサイト」といいます。）には、本件商品について以下の表示がなされています。

ア 通常価格 9,800円（税抜）（税込10,780円）

¹ <https://silkyclear-mirula.jp>（2023/02/01確認）

- イ 初回限定約 95%OFF
- ウ 初回限定価格 500 円（税抜）（税込 550 円）
- エ 内容量：1 セット 30ml × 4 枚入り

(2) 表示に対する消費者の認識及び誤認の状況

上記(1)で示した表示を一般の消費者が閲覧した場合、貴社において通常販売している価格よりも大幅に安い価格で本件商品を購入することができるとの認識を抱く可能性が高いと考えます。

(3) 貴社における本件商品の販売価格について

当団体が調査したところ、インターネット上 (amazon.co.jp) において本件商品と同一とみられる商品が 4 個セット税込 3,200 円で販売されている事実が確認できました²。

(4) 景品表示法に違反していること

景品表示法は、第 5 条において不当な表示を禁止することを定めています。

「第 5 条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 ……中略…

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」

また、景品表示法の解釈については「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（消費者庁：平成 28 年 4 月 1 日最終改正）が示されており、過去の販売価格等を比較対照価格とする二重価格表示については以下の見解が示されています（上記考え方、第 4 二重価格表示について 2 過去の販売価格等を比較対照価格とする二重

² https://www.amazon.co.jp/Silky-Clear-Mirula-SCM0002-%E2%80%BB%E5%95%86%E5%93%81%E7%94%BB%E5%83%8F%E3%81%AF%E3%82%A4%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82%E5%BD%93%E5%95%86%E5%93%81%E3%81%AF%E3%83%A2%E3%83%BC%E3%83%AB%E7%89%B9%E5%88%A5ver%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82/dp/B08WJ8BBM8/ref=pd_lpo_1?pd_rd_w=UF1aV&content-id=amzn1.sym.d769922e-188a-40cc-a180-3315f856e8d6&pf_rd_p=d769922e-188a-40cc-a180-3315f856e8d6&pf_rd_r=XBYPDNYDVTWTFVP2DE2TJ&pd_rd_wg=Gnbh9&pd_rd_r=9c159a0f-df11-494e-83e6-17c05b5baab3&pd_rd_i=B08WJ8BBM8&psc=1

価格表示について (2) 不当表示に該当するおそれのある表示)。

過去の販売価格等を比較対照価格とする次のような二重価格表示は、不当表示に該当するおそれがある。

ア 過去の販売価格を比較対照価格に用いる場合

(ア) 実際に販売されていた価格よりも高い価格を、「当店通常価格」等最近相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対照価格に用いること。

(事例)

・ A衣料品店が、「紳士スーツ 当店通常価格 58,000 円の品 40,000 円」と表示しているが、実際には、当該商品と同一の商品について、通常 45,000 円で販売しているとき。

本件商品は同一の商品について通常税込 3,200 円で販売されているところ、本件ウェブサイトでは上記(1)で指摘したとおり、通常価格 9,800 円(税抜)(税込 10,780 円)と表示されていることから、実際に販売されている価格(3,200 円)よりも高い価格(10,780 円)を、「通常価格」という相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対照価格に用いているものといわざるをえません。

本件ウェブサイトの価格表示および割引表示は、本件ウェブサイトの表示を閲覧した消費者に対し一般的に販売されている価格の5%程度で購入できるという誤信を抱かせるおそれのあるものであって、「商品…の取引条件について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法第30条1項2号)に該当すると判断いたしました。

3 申入れ

したがって、当団体は、景品表示法第30条1項に基づき、本件商品について通常価格 9,800 円(税抜)(税込 10,780 円)との表示及び初回限定約 95%OFF との表示を行うことの停止を申し入れる次第です。

以上